製品の環境属性 - THE ECO DECLARATION

この宣言は、＊でマークされたすべての行及び/又はフィールドが埋められた場合にのみ発行可能である。
各項目に関する追加情報は、P14に記載されることがある。

ブランド *	エプソン	ロゴ
企業名 *	セイコーエプソン株式会社	EPSON EXCEED YOUR VISION
連絡先 *		
インターネットサイト *	http://www.epson.jp	
追加情報		

この企業は、(製品仕様又はサンプル試験から入手されたものに基づく試験結果のいずれかに基づき) 製品が本宣言で行なわれた言明に一致することを宣言する。	
製品タイプ *	インクジェットプリンター
商品名 *	EP-906F
モデル番号 *	
発行日 *	2013年9月20日
想定する市場 *	☐ 全世界 ☐ 欧州 ☑ 日本 ☐ 米州 ☐ その他
追加情報	品質管理項目の下に追加情報が記載されています.

印刷物として提供された場合、この文書は非管理対象文書(uncontrolled copy)となる。最新版については、連絡先にお問い合わせいただきたい。

品質管理		要件への適合	
項目		適合	不適合
QC1 *	この企業はこのエコデクラレーションの正確さを確実にするための内部品質管理システムを実施している。	☑	☐
QC2 *	この企業はスウェーデンのIT-Företagen（www.itecodeclaration.org 参照）により組織されるような定期的独立品質管理を実施するエコデクラレーションシステムのメンバーである。	☑	☐

追加情報

本帳票を作成時点で、以下の環境ラベルを取得済みである
エコマーク（日本向け）
国際エネルギースター

モデル番号 *	EP-906F	
発行日 *	2013年9月20日	ロゴ EPSON EXCEED YOUR VISION

製品の環境属性 - 法的要件		要件への適合		
項目		適合	不適合	n.a.
P1	**有害物質**			
P1.1*	製品は，0.1%を超える鉛，0.01%を超えるカドミウム，0.1%を超える水銀，0.1%を超える六価クロム，0.1%を超えるポリ臭化ビフェニル類（PBB），0.1%を超えるポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE）を含まない（法的リファレンス及び注記B1参照）	☑	☐	
P1.2*	製品はアスベストを含まない(法的リファレンス参照) コメント：法的リファレンスには最大濃度値がない。	☑	☐	
P1.3*	製品はオゾン層破壊物質を含まない：クロロフルオロカーボン(CFC)、ヒドロブロモフルオロカーボン（HBFC）、ヒドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ハロン、カーボンテトラクロライド、1,1,1-トリクロロエタン、臭化メチル（法的リファレンス参照） コメント：法的リファレンスには最大濃度値がない。	☑	☐	
P1.4*	製品は、0.005%を超えるポリ塩化ビフェニル（PCB），0.005%を超えるポリ塩化テルフェニル（PCT）を調剤として含まない。（法的リファレンス参照）	☑	☐	
P1.5*	製品は、SCCP 中の塩素を質量当り少なくとも48%を含む、炭素原子数 10～13 の短鎖塩素化パラフィン(SCCP)を、0.1%を超えて含まない（法的リファレンス参照）	☑	☐	
P1.6*	直接皮膚に接触するテキスタイル及び皮革部品は、燐酸トリス(2,3-ジブロモプロピル)(TRIS)、トリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド（TEPA）、ポリ臭化ビフェニル(PBB)を含まない。（法的リファレンス参照） コメント：法的リファレンスには最大濃度値がない。	☐	☐	☑
P1.7*	直接皮膚に接触するテキスタイル及び皮革部品は，芳香族アミンに分解する0.003%を超えるアゾ染料を含まない。（法的リファレンス及び注記B1 参照）	☐	☐	☑
P1.8*	木材部品は、砒素及びクロムを木材保存処理として含まず、同様にペンタクロロフェノール及びその派生物を含まない（法的リファレンス参照） コメント：法的リファレンスには最大濃度値がない。	☐	☐	☑
P1.9*	直接長時間皮膚に接触する部品は、0.5μ g/cm2/週を超える濃度でニッケルを放出しない（法的リファレンス参照） コメント：法的リファレンスの最大制限値は、EN1811:1998に従って試験した場合。	☐	☐	☑
P1.10*	成型品に含まれるREACH 33条の物質に関する情報は（WEBまたはメールによるコンタクトで）利用可能である。：	☐	☐	☑
P2	**電池**			
P2.1*	製品が電池又は蓄電池を含む場合、処理シンボルがラベルされており、及び重量比0.0005%を超える水銀（ボタン電池についてのみ）、又は0.004%を超える鉛を含む場合には、関連する金属の化学記号HgまたはPbが表示されなければならない。適正な処分に関する情報はユーザーマニュアルで提供されている。（法的リファレンス参照）	☐	☐	☑
P2.2*	製品に使用されるボタン電池は、重量比2%を超える水銀を含まない。その他の電池又は蓄電池は、0.0005%の水銀又は0.002%のカドミウムを含まない(法的リファレンス参照)	☐	☐	☑
P2.3*	電池及び蓄電池は、（製品の設計に応じて）エンドユーザー又はサービス業者により容易に取り外しが可能である。除外：安全、機能、医療上またはデータ完全性の理由により恒久的に設置される電池は、「容易に取り外しが可能」ある必要はない。(法的リファレンス参照)	☐	☐	☑
P3	**電気的安全性、EMC、及び電話ネットワークへの接続**			
P3.1*	製品は、法的に要求される安全規格に適合する（法的リファレンス参照）	☐	☐	☑
P3.2*	製品は、電磁的両立性に関して法的に要求される規格に適合する（法的リファレンス参照）	☐	☐	☑
P3.3*	製品が公共通信ネットワークへの接続を意図するか、無線送信機を内蔵する場合、ラジオ及びデータ通信装置のため法的に要求される規格に適合する（法的リファレンス参照）	☐	☐	☑
P3.4*	製品は、適用される法的要求への適合を示すためにラベルされる（法的リファレンス参照）	☐	☐	☑
P4	**消耗品**			
P4.1*	感光体(ドラム，ベルトなど)を製品で使用する場合，最大 0.01%を超えるカドミウムを含まない（法的リファレンス及び注記B1 参照）	☐	☐	☑
P4.2*	インク/トナーを製品で使用する場合、重量比最大0.1%を超えるカドミウムを含まない（法的リファレンス参照）	☑	☐	☐
P4.3*	インク/トナーの組成/調剤が、適用される規制に従い、有害であると分類される場合、製品/包装はこれらの規制に従って適切にラベルされ，安全性データシート(SDS)が利用可能である（法的リファレンス参照）	☑	☐	☐
P5	**製品包装**			
P5.1*	包装又は包装部品は、合計した重量比で0.01%を超える鉛、水銀、カドミウム及び六価クロムを含まない。	☑	☐	
P5.2*	プラスチック梱包材はISO1043を参照してISO11469に従ってマークされる。（法的リファレンス参照）	☐	☑	☐
P5.3*	製品梱包材は、モントリオール議定書に定めるオゾン層破壊物質フリーである。（法的リファレンス参照） コメント：法的リファレンスには最大濃度値がない。	☑	☐	☐

注記1 制限は、別途特定されない限り均質材料に対し適用され、重量%で表現される。

モデル番号 *	EP-906F	
発行日 *	2013年9月20日	ロゴ EPSON EXCEED YOUR VISION

製品の環境属性 - 市場要件 - 環境配慮設計		要件への適合		
項目	*=強制的に埋めなければならない項目。各項目に関する追加情報が、P14 に記載されることがある。	適合	不適合	n.a.
P6	**処理情報**			
P6.1*	リサイクラー/処理業者への情報が利用可能である。(法的リファレンス参照)	☐	☐	☑
P7	**設計** **分解、リサイクル**			
P7.1*	分別して処理しなければならない部品は、分離容易である。	☑	☐	☐
P7.2*	カバー/筐体のプラスチック材料は表面を被覆していない。	☑	☐	☐
P7.3*	100g を超えるプラスチック部品は、単一材料又は容易に分離できる複数の材料で構成されている。	☑	☐	☐
P7.4*	25g を超えるプラスチック部品はISO 11469 に基づく材料コードを持つ。	☑	☐	☐
P7.5	すべてのプラスチック部品は、はめこみ金属なしであるか、又は一般的に入手できる道具を使用して取り外せるはめこみとなっている。	☐	☐	☐
P7.6*	ラベルは容易にはがすことができる。(この項目は安全ラベルには適用されない)。	☑	☐	☐
	製品寿命			
P7.7*	アップグレードは、例えばプロセッサ、メモリ、カード又はドライブで実行できる。	☐	☐	☑
P7.8*	アップグレードは、一般的に入手可能な道具を使用して実行できる。	☐	☐	☑
P7.9.	スペアパーツは生産終了後、　　年間利用できる。			☐
P7.10	サービスは生産終了後、　　年間利用できる。			☐
	材料及び物質要件			
P7.11*	25gを超える製品カバー/筐体の材料タイプ: 材料タイプ:　ABS　　材料タイプ:　PS-HI　　材料タイプ:			
P7.12	電源ケーブルの電気ケーブル絶縁材はPVCを含まない。	☐	☐	☐
P7.13	信号ケーブルの電気ケーブル絶縁材はPVCを含まない。	☐	☐	☐
P7.14	25g を超えるすべてのカバー/筐体プラスチック部品は塩素、臭素を含まない。	☐	☐	☐
P7.15	(コンポーネントを除いて)25g を超えるすべてのプリント回路基板はIEC61249-2-21で定義されるようにハロゲンフリーである(注記B2 参照)	☐	☐	☐
P7.16	25g を超えるカバー/筐体の難燃プラスチック部品はISO 1043-4 に基づきマークされている: マーキング:	☐	☐	☐
P7.17	選択肢1 (コンポーネントなしで)25g を超えるプリント回路基板中の難燃剤の化学的仕様: TBBPA (添加型) ☐　TBBPA (反応型) ☐　その他、化学物質　　, CAS #: 選択肢2 ISO1043-4に従った(コンポーネントなしで)25gを超えるプリント回路基板の中の難燃剤の化学的仕様:	☐	☐	☐
P7.18	選択肢1 25g を超える難燃プラスチック部品は、0.1%を超える濃度で次の難燃物質/調剤を含む: 1. 化学物質名:　　CAS #: 2. 化学物質名:　　CAS #: 3. 化学物質名:　　CAS #: 選択肢2 ISO1043-4に従ったカバー／筐体の25gを超えるプラスチック部品の中の難燃剤の化学的仕様:	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐
P7.19	25gを超えるプラスチックパーツは難燃剤／0.1%を超える以下の調剤を含まない。(R45、R40、R46、R48、R50、R51、R53、R60、R61、及びこれらの如何なる組み合わせ)	☐	☐	☐
P7.20	25gを超える全プラスチック部品の重量においてリサイクル材料含有は　　%			
P7.21	25gを超える全プラスチック部品の重量においてバイオベースの材料含有　　%			
P7.22	光源は、水銀フリーである。 水銀使用の場合:ランプ数は:　　ランプあたりの最大水銀含有量は:　　mg	☐	☐	☐
P8	**電池**			
P8.1*	電池の化学的組成:			☑
P8.2	使用されている電池は、次のボランタリープログラムの要件を満たしている:			☐

注記B2:IEC61249-2-21には塩素と臭素の上限はあるが、ハロゲンのグループに含まれているフッ素、ヨウ素とアスタチンには対応していない。

注記B3:リスクフレーズは、2009年1月から開始され、Globally Harmonized System (GHS)に従ってハザードフレーズに置き換え可能。2010年12月から義務化。

モデル番号 *	EP-906F	
発行日 *	2013年9月20日	*ロゴ* EPSON EXCEED YOUR VISION

製品の環境属性 - 市場要件 (続き)					**要件への適合**
項目					適合 不適合 n.a.
P9	**エネルギー消費**				
P9.1	製品について、次の電力レベル又はエネルギー消費が測定された:				
エネルギーモード *	100 V ACでのパワーレベル	115 V ACでのパワーレベル	230V ACでのパワーレベル	エネルギーモード／試験方法についての参照／規格 *	☐
オン・ノーマル	21 W	W	W	エナジースター規格による	☐
省エネ 1	2 W	W	W	エナジースター規格による	☐
オフ 1	0.2 W	W	W	エナジースター規格による	☐
	W	W	W		☐
	W	W	W		☐
	W	W	W		☐
EPS ノーロード(コンセントにつながれているが製品から遮断されたEPS外部電源／充電器)	W	W	W		☐
PTEC * 典型的エネルギー消費	W	W	W		☐
TEC * 典型的エネルギー消費	kWh/週	kWh/週	kWh/週		☐
ETEC * 年次エネルギー消費	kWh/年	kWh/年	kWh/年		☐
ディスプレイ解像度 * :	メガピクセル				☑
印字速度 * :	18 Images per minute				☐
省エネルギーモードに入るためのデフォルト時間:	10 分				☐
P9.2*	省エネルギー機能に関する情報は製品と共に提供される。			☑ ☐	☐
P9.3*	製品は下記のボランタリープログラムのエネルギー要件に適合する:				
	ENERGY STAR® 第 Ver2.0 版 第 段階(Tier) プロダクトカテゴリー: OM2			☐ ☐	☐
	その他、特定せよ			☐ ☐	☐
P10	**放出**				
	ノイズ放射 – ISO 9296に従う宣言				

P10.1	モード	モードの記述	表示A 特性音響パワーレベル L_{WAd} (B)	表示A 特性音圧レベル L_{pAm} (dB) オペレータ位置 ☐ / デスクトップまたはデスクサイド ☐	バイスタンダ位置 ☐ (オペレータの介在が不要な製品の場合のみ)	
	アイドル	* Idoling	* Inaudible B	dB		☐
	作動	* Operation	* 6.2 B	dB		☐
	他のモード		B	dB		
	測定規格:	☑ ISO7779 ☐ ECMA-74 ☐ Other	(ECMA-74にカバーされない場合のみ, LpAm 測定距離 m)			
P10.2	製品は、次のボランタリープログラムの音響ノイズ要件に適合する:					☐ ☐ ☐

モデル番号 *	EP-906F	
発行日 *	2013年9月20日	ロゴ EPSON EXCEED YOUR VISION

製品の環境属性 - 市場要件 (続き)		要件への適合		
項目		適合	不適合	n.a.
	印字製品からの化学物質放出			
P10.3*	試験はECMA-328(ISO/IEC 28360)規格で実施された ☐ ,その他で実施された、特定せよ RAL-UZ122	✓	☐	☐
P10.4	プリント段階の典型的エミッション率(mg/h)は: ダスト Ozone Styrene Benzene TVOC			☐
P10.5	下記について、次のボランタリープログラム(複数可)の化学物質放出要件が満たされている : ダスト ☐ オゾン ☐ スチレン ☐ ベンゼン ☐ TVOC ☐	☐	☐	☐
	電磁放射			
P10.6	低周波数電磁場要件について、コンピュータ・ディスプレイは、次のボランタリープログラムに適合する:	☐	☐	☐
P11	**印字製品のための消耗品**			
P11.1*	法的に要求されていない場合(P4.3 参照)でも、安全性データ シート(SDS)がインク/トナー調剤用に入手できる。	✓	☐	☐
P11.2*	EN 12281 の要件に適合することを条件として、ポストコンシューマー再生繊維含有用紙を使用可能である。	☐	✓	☐
P11.3*	両面プリント/複写が内蔵された製品機能である。	✓	☐	☐
P12	**コンピュータ製品のための人間工学**			
P12.1*	ディスプレイは視覚ディスプレイ技術のためのISO 9241-307の人間工学的要件に適合する。	☐	☐	✓
P12.2*	物理的入力デバイスはISO 9995及びISO 9241-410の要件に適合する。	☐	☐	✓
P13	**包装材及び文書類**			
P13.1*	製品梱包材 材料種別: 段ボール + コートボール 重量(kg) 1.2 製品梱包材 材料種別: 発泡ポリスチレン 重量(kg) 0.1638 製品梱包材 材料種別: ポリエチレン 重量(kg) 0.04423			
P13.2*	製品のプラスチック包装材はPVCフリーである。	✓	☐	☐
P13.3*	ユーザー及び製品文書のためのメディアを特定せよ(ボックスをチェック): 電子 ✓ 紙 ✓ その他 ☐			☐
P13.4*	紙のユーザー及び製品文書について、ポストコンシューマ再生繊維の含有パーセンテージを特定せよ: 0 %			☐
P14	**追加情報(注記B4参照)**			
P7	製品本体のリサイクル可能率 ☐ ＜65% 65%≦ ✓ 付属品、オプションは含まない。サーマルリサイクルは含まない。			
P2.1、P3、P5.2、P6.1は欧州法への対応項目となるためnaと記載 (日本の法令には準拠しています)				